

平成 27 年 1 月 5 日（月）提出

本文字数：25196 字

脚注を含む全体字数：43653 字

平成 26 年度卒業論文

児童労働と人権保障

— 多元的アクターの活動とその有効性

—

現代社会課程

学籍番号：11H2081

氏名：生田目茜

([jat\\_tcg@yahoo.co.jp](mailto:jat_tcg@yahoo.co.jp))

## 目次

はじめに.....	4
序章.....	5
1 本論文の視座 .....	9
1-1 「国家からの自由」と「国家による自由」 .....	9
1-2 児童労働と「子どもの仕事」 .....	12
1-3 先行研究レビュー：グローバル・ガバナンス論 .....	13
1-4 小括.....	15
2 児童労働者の人権とアクターの拡大 .....	16
2-1 保護対象としての子どもの人権.....	16
2-2 権利行使主体としての児童労働者 .....	20
2-3 企業との連携.....	23
2-4 小括.....	25
3 児童労働に対する法規制の限界 .....	25
3-1 児童労働の捕捉困難さ .....	26

3-2 児童労働の経済的要因 .....	27
3-3 児童労働の文化的要因 .....	28
3-3 小括 .....	30
4 事例：タイ .....	31
4-1 タイの基本情報 .....	32
4-2 社会権の保障 .....	34
4-3 国家と NGO .....	37
4-3-1 タイのローカル NGO 沿革 .....	37
4-3-2 タイにおける児童労働供給要因と NGO による対策 .....	38
4-3-3 NGO の補完的役割 .....	39
4-4 企業の行動に対する規制 .....	41
4-5 小括 .....	42
終章 .....	43
終わりに .....	44

## はじめに

本論文は、児童労働者の権利に関わる各アクターの働きを取り扱う。私は中学生のころから発展途上国における子どもの生活のありかたに疑問を抱いていた。日本で生まれ育った私にとって、本来学校に通い、労働から遠い存在の子どもが働いているという事実は、大きな衝撃だった。その衝撃を抱いたままに大学に入学し、児童労働に関する勉強を始めてからも、労働を強いられている子どもは「かわいそう」な存在で、「弱い」ものだと考えていた。

この私の認識が劇的に変わるのは、大学2年生のときに初めてカンボジアを訪れたときだった。観光を目的に訪れたアンコールワット遺跡で出会った多くの子どもたちは、私に気づくなり1ドルを求めて声をかけてきた。そうした状況を良く知っていたつもりだったが、いざ直面すると何も言葉にすることができなかった。彼らは「貧しいがゆえに学校に行けない」、「生活のために商品を買ってほしい」などと、自らの貧しさを理由に商品の購入や現金を求めてきた。この瞬間もまだ、子どもたちは「かわいそう」で「弱い」存在だと認識していた。

その思いを胸に翌日、アンコールワット遺跡から近くにある村で、カンボジア人の青年と女性に話をする機会を得ることができた。その青年は、「金品を子ども達から求められても拒否してほしい。同情は彼らの成長を促さない」と私に話してくれた。また女

性は「子どもは小さな大人であって、この土地の文化では働くことが普通だ」と言った。

それは前日に私が感じたこととは反対のことであった。

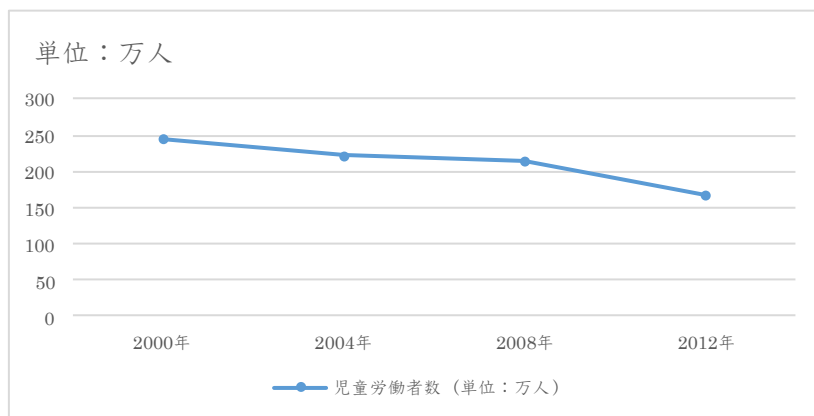
その話を受けて、児童労働やストリートチルドレンに関することを調べていくと、児童労働の発生要因が必ずしも貧困ではないことが明らかになった。また、伝統的要因から児童労働が発生する場合、その土地におけるニーズや社会的背景を注意深く考慮しなければ、一概に児童労働を悪と見なして児童労働撲滅を唱えることは、その地域社会における経済基盤を破壊することに繋がる可能性もあった。

以上のことから私は、通学や労働など様々な選択肢の中から、当事者の児童が進んで労働を選ぶのであれば、一概に児童労働を悪とは言えないのではないか、と思った。問題になるのは、経済的貧困故のために、強制的に労働させられていることにあるのではないだろうか。

したがって、重要なのは、当事者である児童労働者本人が様々な選択肢から自由を選択する権利を保持し、さらにその権利を行使することなのではないかと考え、本論文において児童労働者の権利を取り扱うに至った。

## 序章

国際労働機関 (International Labour Organization : 以下 ILO) によると、5 歳から 17 歳の児童労働者数は 2012 年の統計で 1 億 6800 万人にのぼる<sup>1)</sup>。グラフ 1 で分かる通り、2000 年の統計開始以来、児童労働者数は年々緩やかな減少傾向にある。



グラフ 1：児童労働者数の推移

ILO HP<sup>2</sup>を基に筆者作成。

5歳から17歳の地域別の児童労働者数は、アジア太平洋地域で7800万人、サハラ以南のアフリカ地域で5900万人、中南米・カリブ地域で1300万人、中東・北アフリカ地域で920万人となっている。それぞれの地域における全ての子ども数に占める児童労働者数は、アジア太平洋地域で9.3%、サハラ以南のアフリカ地域で21.4%、中南米・カリブ地域で8.8%、中東・北アフリカ地域で8.4%を示している<sup>3</sup>。

児童労働は現在、子どもの身体や精神の健康を害する影響があるとして問題視されている。児童労働者の身体的悪影響に関する調査では、「通学するインドの子どもと労働に従事するインドの子どもを17年間比較した結果、後者は身長、体重とも前者に比べ伸びず、健康状態も慢性的な体の痛み、頭痛、めまい、呼吸窮迫症候群、寄生虫病<sup>4</sup>」がより多く観察されている。児童労働者がそのような症状を訴えたとしても、労働に拘

束されていることや、貧困といった理由から、彼らの身体に悪影響があることが明らかになっている。

精神的悪影響としては、児童労働の強制性に起因する人権侵害が挙げられる<sup>5</sup>。子どもの成長過程にあわない労働は、人格形成に支障をきたす恐れがある<sup>6</sup>。また、子どもは従順な気質を持ち、雇用主に対して弱い立場にあることから、自己主張することが困難な状況にある<sup>7</sup>。児童労働者を雇う企業は、他社との価格競争に勝つために、国際条約で規定された年齢よりも低い児童労働者を過酷な条件の下で働かせている<sup>8</sup>。そのような企業は、大人と比較して安い人件費で雇うことのできる児童労働者を用いることで、安い生産コストで高品質な製品を生産することが可能になる<sup>9</sup>。経済的貧困下で生活する子どもは、その家計を支えるため、たとえ違法な労働条件下であっても労働せざるを得ない。強制的な労働は、本来国際法によって保障されているはずの、教育を受ける権利や、意見を表明する権利などの子どもの権利を侵害する要因になっている<sup>10</sup>。

子どもを児童労働に従事させる要因は、経済的要因以外に、文化的要因も存在するため、経済的な貧困を解決するだけで、児童労働者数を減少させることには繋がらない。カンボジアのように、児童労働が正当性を持つ価値観が伝統的に根付いている地域社会も存在する<sup>1</sup>。児童労働が正当化される地域社会に対して、児童労働は禁止されるべきだと主張することは、内政干渉や欧米的価値観の押しつけと非難される可能性がある<sup>11</sup>。つまり、児童労働を単に悪だと判断することや、児童労働者の経済状況を改善すること

---

<sup>1</sup> たとえばカンボジアの保護者に中途退学の理由を尋ねると、「教育は初等教育 3、4 年で十分である」「家業の手伝いが必要」という答えが多い。また、男性の買春に対して寛大な傾向が強い。（上田広美、岡田知子編著『カンボジアを知るための 60 章』明石書店、2006 年、124、231 頁。）

が、一概に児童労働問題の解決につながると言えない。児童労働は、経済的要因と文化的要因が複雑に絡んでいるため、児童労働者数を減少させるためには、その地域社会の文化や慣習を否定しないような方法が望まれる<sup>2</sup>。

以上のことから本論文では、経済的にも文化的にも児童労働の強制性が問題であるとして、児童労働者の人権を保障することが、児童労働者数を減少させるという仮説を検証する。

人権は越境する規範であることから、人権保障には国家以外のアクターが関わる必要があり、人権規範が国際人権法に反映される過程にはNGOが影響を及ぼしている。また、児童労働は、労働市場における子どもの需要と供給が関係している。したがって、本論文においては、①人権が越境する規範であること、②国家、NGO、企業がアクターとして児童労働者の人権に関わることから、グローバル・ガバナンス論の視座から明らかにする。

本論文はこの命題を検証するため、次のように展開する。始めに第1章において、幅広い解釈を有する「人権」の定義を確認する。また、グローバル・ガバナンス論の先行研究レビューを行い、本論文で扱う理論として適切かどうかを検討する。次に第2章では、「子ども」という認識が国際社会でどのように変化し、児童労働者の人権保障にどう影響したかを考察する。第3章にて、第2章で述べた「子ども」観に照らし合わせながら、複雑な様相を見せる児童労働者数減少のために、どのような問題が生じているの

---

<sup>2</sup> 児童労働の原因がある特定の文化に起因するという考え方は、「文化相対主義」の極論に陥る危険性がある（田部昇『インド 児童労働の地をゆく』アジア経済研究所、2010年、21-23頁。）



かを明らかにする。そして第4章では、第3章までで考察したことを受けて、国家レベルでは、どのように人権保障が児童労働に影響したのかを、第二次世界大戦後のタイを事例として分析する。最後に終章で結論を記述して、結びとする。

## 1 本論文の視座

本論文で扱われる語句の中でも「人権」は広範な意味を有し、「児童労働」は曖昧な表現を含むため、読み手によって解釈が異なる可能性がある。そこで、人権と児童労働に対する筆者の立場を、本章で示す。また、本論文の分析対象となる、児童労働者の人権保障に関わる多元的なアクターの活動に対して、グローバル・ガバナンス論が分析枠組みとして適切かどうかを検討する。

### 1-1 「国家からの自由」と「国家による自由」

人権には、その基礎がどこにあり、それを支える価値とは何なのか、という論争がある<sup>12</sup>。したがって本項では、「国家による自由」と「国家からの自由」という観点から人権を定義する。その際、「人権諸条約の中で最も包括的なもの<sup>13</sup>」である、国際人権規約をもとに記述する。国際人権規約は、人権を「市民的及び政治的権利（以下自由権）」と「社会的及び文化的権利（以下社会権）」の2種類に分けている。そこで、自由権と社会権がどのようにして、「国家からの自由」と「国家による自由」を踏襲しているかを概観する。

自由権の形成は、イギリスの哲学者トマス・ホッブズによる「生きる権利」までさかのぼる<sup>14</sup>。ホッブズは、常に「死の危険」にさらされる社会では、何事の裏りも成熟しないため、その社会の発展を妨げると考えた<sup>15</sup>。社会の発展のためには、その社会の構成員は平等に「生きる権利」を保持し、また保障されなければならない。「生きる権利」を保障し、それを侵害した者を罰する力が権力であり、現在ではその権力を保持するのは国家である。

国家が権力を持つ場合、国家が「生きる権利」を侵害した場合には誰が罰するのか、ということが問題化する。この疑問に対してホッブズは、そもそも「生きる権利」を保障するために国家に権力を与えたのだから、国家が「生きる権利」の保障を怠った場合、その国民は抵抗する権利があると主張した<sup>16</sup>。この主張は、1776年のアメリカ独立宣言や1789年のフランス人権宣言に影響を与えた<sup>17</sup>。アメリカ独立宣言は、国家が本来の目的を怠った場合に、その国家を改廃し、新たな国家を組織する権利を明記し、フランス人権宣言は「自由・安全・所有権」および「圧制への抵抗」を明記している。つまりアメリカ独立宣言とフランス人権宣言における自由とは、「国家からの自由」を指している。誰もが平等に「生きる権利」を持つことから派生した「国家からの自由」は、国際人権規約の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下 B 規約）において、自由権として明記されるに至った<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> たとえば「精神的自由」は第 18 条の思想、良心及び宗教の自由が記され、「経済的自由」は、移動及び居住の自由、「人身の自由」は身体の自由及び安全について記されている。（田畑茂二郎、松井芳郎、竹本正幸、薬師寺公夫『国際人権条約・宣言集』東信堂、1990 年、19-22 頁。）

一方で、社会権は自由権の保障によって生まれる弊害が増加したことで、保障される必要性が出現した。資本主義の発展によって資本家と労働者との間の力関係に差ができ、経済的格差は富の偏りを生んだ。そのため、「すべての人が「自由」であるだけでは不十分であって、「社会的弱者」が「人間らしく生きる」ためには、あるいは実質的に「自由」に生きるため<sup>18</sup>」の国家による保障が必要とされた。国際人権規約の社会権は、この思想を引き継いでいる。国際人権規約の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下 A 規約）の第 7 条<sup>4</sup>や第 17 条<sup>5</sup>は、社会的弱者が人間らしく生きるために保障されるべき権利が記されている。A 規約にある通り、社会権は自由権による自由を一定の条件のもとで制限する約割を持つ<sup>6</sup>。つまり、社会権は「国家による自由」を保障することを意味する。

以上のことから、自由な個人としての人間の権利を意味する「国家からの自由」（自由権）と、人間は皆平等であると保障されることを意味する「国家による自由」（社会権）の 2 つを示している<sup>19</sup>。したがって、国際人権規約の示す自由権と社会権を、人権と定義する。

---

<sup>4</sup> 第 7 条は、「すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有すること」を認めている。（田畑茂二郎、松井芳郎、竹本正幸、薬師寺公夫、前掲書、12 頁。）

<sup>5</sup> 第 17 条には、身体及び精神の健康を享受する権利が定められており、これは「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有すること」を認めている。（田畑茂二郎、松井芳郎、竹本正幸、薬師寺公夫、前掲書、14 頁。）

<sup>6</sup> 第 4 条「民主的社会における一般的福祉を増進することを目的としている場合に限り、法律で定める制限のみをその権利に課すことができることを認める。」（田畑茂二郎、松井芳郎、竹本正幸、薬師寺公夫、前掲書、12 頁。）

## 1-2 児童労働と「子どもの仕事」

本論文で扱う児童労働は、その定義が曖昧であるため、「子どもの仕事」と混同されやすい。したがって、児童労働と「子どもの仕事」を区別するため、定義付けを行う。

ILO は、ILO138 号条約と ILO182 号条約において、児童労働を定義付けている。ILO138 号条約は、「原則 15 歳未満の子どもが大人のように働く労働<sup>20</sup>」を児童労働として、禁止している。つまり、原則として働くことのできる最低年齢は 15 歳であり、発展途上国においては 14 歳とされている。さらに、労働内容によって年齢が細分化されおり、軽易な労働における就労最低年齢は 13 歳であり、発展途上国においては 12 歳となっている。また、危険な労働における就労最低年齢は 18 歳とされている。しかし健康・安全・道徳が保護され、適切な職業訓練を受ける場合の就労最低年齢は 16 歳となっている。軽易な労働とは異なり、危険な労働に関しては、発展途上国の就労最低年齢に特別規定はない。

ILO182 号条約は、「18 歳未満の子どもが行う最悪な形態の労働<sup>21</sup>」を児童労働と定義して禁止している。この労働にあたるものは、人身売買や強制的な子ども兵士、債務奴隷、強制労働、麻薬の製造・密売などの不正な活動、売春、ポルノなどが挙げられる。

以上で述べた軽易な労働、危険な労働、最悪な形態の労働以外が「子どもの仕事」である。つまり、①教育を妨げない、②健康的な発達を妨げない、③有害かつ危険ではない、④子どもを搾取しない労働が「子どもの仕事」にあたる<sup>22</sup>。具体的には、家事手伝いやアルバイトなど小遣い稼ぎの労働を指す。

したがって本論文では、ILO138 号条約および 182 号条約の指す労働を、児童労働として扱う。

### 1-3 先行研究レビュー：グローバル・ガバナンス論

本論文では、児童労働者の人権とそれに関わる多元的なアクターを扱う。そこで本節では、グローバル・ガバナンス論におけるアクターを明らかにしつつ、その問題領域と人権の関係性を示す。

グローバル・ガバナンス論が対象とする問題領域と、人権の関係性を明らかにするため、本項では、「公共」性という概念をもとに論じる。庄司真理子によると、「公共」とは①公的なもの、国家に関係する事柄、②すべての人々に共通である、③誰に対しても開かれている、という意味を持つ<sup>23</sup>。国内という「公共」空間において、政府は統治する役目を担っている。主権国家成立以降、主権国家が中心となった国際社会では、「公共」は①の意味合いが強かった。したがって、リアリストが主張するように、それぞれの主権国家こそが、国際社会という「公共」空間における唯一のアクターであるという基本的な前提が存在している<sup>24</sup>。

「公共」空間で問題が起こった場合、主権国家は「公共」の問題解決のために、その問題領域に関係する多元的なアクターによって構成・調整されていくルールや制度（国際レジーム）を形成する。国際レジームによって、多国籍企業、銀行、民間航空会社などの非政府組織と国家は、この国際レジームに関係する活動を規制されることもある。しかし、国家のみが国際レジームの形成と、その国際レジームによって活動を規制されるアクターを特定することができる。これもまた、「公共」の概念が①に重点を置かれていたことに起因する。したがって、「公共」空間内のアクターが国家のみの状態では、ガバメント（政府）が存在すれば、ガバナンス（統治）が存在していた<sup>25</sup>。

しかし、人権が普遍性を保持するという点から、人権は国家主権に優先するため、人権に関して、国家だけでは対処しきれない。また、人権の定義付けを行う際に挙げた国際人権規約には、国家と非国家アクターが国際社会という「公共」空間において対等な関係にあることが示されている。例として、国際人権規約には、人権侵害を申告する制度の中に、個人申し立て制度がある。これによって、個人が国際機関に人権侵害が起きていることを報告することができる。つまり、個人申し立て制度は、「人権問題に関しては、国民に対する国家権力の行使に一定の制約が課されることを意味している<sup>26</sup>」。つまり、人権は国家主権に優先される<sup>27</sup>。人権において、国家主権が制限を受けることで、従来のように、ガバメントが存在すれば、ガバナンスも存在するとは言い切れない。また、人権を国際社会で扱う際、内政干渉の観点から国家主権の壁が立ちはだかった<sup>28</sup>。したがって、人権に関して、NGOが国家の限界を補うことが期待される<sup>29</sup>。また、本論文で扱う児童労働は、児童労働を使用する末端の企業にまで、国家の規制が及ばない場合がある<sup>7</sup>。そこで上村雄彦は、国内社会を統治する国家のように、国際社会には世界政府が存在しないことを受けて、国家によって扱われてきた「公共」空間の中で、国家以外の組織や個人がアクターとしての国家の自律性を脅かすほどの影響力を持ち始めたことを指摘している<sup>30</sup>。「公共」性は①以外にも②と③の意味合いを強く持ち始め、世界政府が存在しない「公共」空間においても、国家以外のアクターによるガバメントが存在しうる。国家以外にアクターが拡大した「公共」空間では、国家の枠にとらわれ

---

<sup>7</sup> 1990年代半ば、ナイキのアジアの下請け工場が児童労働を使用していることが発覚した。（東洋経済 ONLINE ホームページ「成功の秘訣は攻めと守りのCSRを全社体制で行うこと《組織・人を強くするCSR 第2回》」  
<http://toyokeizai.net/articles/-/7552?page=3> ラストアクセス 2014年12月15日）。

ず、人権のように、排他性、競合性のない国際「公共」財を扱うことが可能になる。普遍性を保持する人権については、当該国家だけではなく、それ以外の国家や国家以外のアクターそれぞれが協力する必要があるという考え方を、グローバル・ガバナンス論は示している<sup>31</sup>。

#### 1-4 小括

本論文では、児童労働の問題点はその強制性にあるため、人権を保障することで、児童労働者数が減少することを、仮説として検証する。

人権の普遍性は国家主権に優先する概念であり、人権を保障するためには、国家だけでは不十分な場合がある。国連は、「人権の尊重を国連加盟国に義務付け<sup>32</sup>」、人権という国際「公共」財を保障するためには、国際社会という「公共」空間のなかで、国家に限られない多元的なアクターが関わっていく必要があると指摘する。さらにグローバル・ガバナンス論は、「公共」空間において越境する問題（国際「公共」財の問題）には、国家以外のアクターが関わっていくべきだと論じている。

したがって、グローバル・ガバナンス論の視座から、児童労働者の人権を保障するために、国際機関や国家、NGO、企業が相互補完的な役割を持つことを論じることは、可能だと考える。

## 2 児童労働者の人権とアクターの拡大

国際的な課題として人権が中心課題となることで、子どもが対象とする人権保障が国際法上確立され、児童労働が国際的注目を浴びた<sup>33</sup>。そこで本章では、子どもの人権がどのように変化し、その変化が児童労働にどのように影響し、どのようなアクターが関与してきたかを考察する。

### 2-1 保護対象としての子どもの人権

児童労働は、イギリスで工場生産が始まった 18 世紀後半に社会問題として注目を浴び始めた<sup>34</sup>。工場生産が盛んになったイギリス産業革命期を特徴づけた中心産業は、綿紡績業であったが、産業革命によって、伝統的な家庭内綿紡績業が淘汰されたため、その子どもたちは家計を支えるために、工場で働いていた。児童労働者の賃金は週給制で、子どもを長時間労働させて人件費を削減させる傾向にあったため、児童労働者の地位が低下し、虐待や差別を受ける機会が増加した。その状況を受けて、子どもの労働時間を規制し、子どもに教育を受けさせるように定めた工場法が 1802 年に制定された<sup>35</sup>。イギリスから始まった児童労働の社会問題化は、19 世紀後半からフランス、プロシア、ドイツに波及しながら徐々に広まっていった<sup>36</sup>。

児童労働の社会問題化を受けて、1919 年に設立され ILO は、同年に工業的企業に限った就業最低年齢を定めた条約を採択し、これが最初の児童労働禁止条約となった。

第一次世界大戦後、国際社会は凄惨な戦争の経験から、労働だけではなく、児童の福祉、教育、権利についての議論を開始し、1924 年には国際連盟は「児童の権利に関す



るジュネーブ宣言」（以下ジュネーブ宣言）を採択した<sup>8</sup>。ジュネーブ宣言は、子どもがあらゆる苦難から保護されるべき存在で、生計を立てる存在ではないと記し、子どもは労働者ではないと明記した<sup>37</sup>。

第二次世界大戦後、国際連盟の解体と国連の設立に伴って、ジュネーブ宣言採択の理由と同様に、1944年に国連憲章草案が国連に提出された。この草案をもとに採択された国連憲章は、人権分野におけるアクターの拡大を助け、児童労働を国連で扱うことを可能にさせた。草案作成当初、アメリカのNGOユダヤ委員会は、挿入された人権規定の位置づけが低いとして、国際人権章典、国連人権委員会の設立が必要であるとの書簡をルーズベルト大統領に送った。この動きを契機として、アメリカのNGOを中心としたアドボカシー活動が活発化した<sup>38</sup>。またNGOの活動に加えて、「アメリカの外交政策<sup>9</sup>」によって、1945年の国連憲章には、NGOの要請通りの人権規定が盛り込まれ、国連憲章第71条には、NGOやボランティア団体の経済社会理事会との協議資格制度について明記された。この協議資格制度によって、人権に関心のあるNGOが、1946

---

<sup>8</sup> 1900年にスウェーデンの社会評論家 Ellen Karolina Key が「20世紀は児童の世紀」と論じ、子どもの権利論を広く世界に広めたことがジュネーブ宣言成立の後押しをしたとされる。（乙訓稔「子どもの権利論の系譜と展開—E・ケイとJ・コルチャックを焦点として—」『実践女子大学生生活科学部紀要46』実践女子大学、2009、61-71頁。）

<sup>9</sup> 国際連盟設立時に、上院の反対によって国際連盟加盟が実現できなかったアメリカ政府は、国際連合加盟を容易にするために、伝統的な孤立主義が議会で台頭するのを抑える必要があった。そのためにNGOの参加具現化を図り、世論の関心と支持を集めようとした。その結果、人権規定に関するNGOの要求を実現しようとした。（今井直『16 国際人権保障の展開とNGOの役割』芹田健太郎、棟居快行、薬師寺公夫、坂元茂樹『講座国際人権法1 国際人権法と憲法』信山社、2006年、389-390頁。）

年に設立された人権委員会に参加可能になり、人権問題に取り組むアクターが国際社会の中で拡大した。

また国連憲章は、政府間の協定によって、人権を保障するために国連の専門機関を設置することを記した。1919年に設立されたILOは、1946年に最初の専門機関になった<sup>39</sup>。ILOが専門機関になったことで、国連と協力して児童労働問題に取り組むことが可能になった。

しかし、国連憲章は人権について一部でしか扱っていないため、1946年に世界人権宣言が採択された。世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」として、国連憲章よりも具体的に市民的・政治的権利について規定している<sup>40</sup>。世界人権宣言の起草過程では、協議資格を得たNGOが積極的に参加し、非公式のロビイングや声明を国連文書として提出した。また、人権小委員会が設立されたことによって、個人の専門家も世界人権宣言の起草作業に参加することが可能となった。世界人権宣言は、人権分野に関わるアクターをさらに拡大させた。

世界人権宣言が採択された後、法的拘束力を持つ国際人権規約作成の段階へと移行した。国際人権規約は、NGOの可能性と限界を表面化させ、子どもの人権に関して法的拘束力を持たせた。

法的拘束力を持つ国際人権規約は、法的拘束力を持たない世界人権宣言よりも、内政干渉の観点から国家主権の壁が立ちはだかった<sup>41</sup>。国際自由労働組合連盟、世界ユダヤ会議、国際人権連盟などは、西側諸国が、対共産主義圏への対抗策のために反対する中

で、経済的・社会的・文化的権利を、国際人権規約に盛り込むことに成功した。また、任意的な定期報告制度の強化を図るなど、NGOの権限が強化されることもあった。

しかし、申立権に関してはNGOの意向に反して、国家以外にも申立権を付与すべきでないという各国政府の主張が通ることになり、アメリカなど西欧諸国に依存してきたNGOの限界が表面化した<sup>10</sup>。

国際人権規約は、同時期に起草作業が開始された児童権利宣言の採択を受けて、B規約に子どもの権利に関する条項が設けられた。B規約には、子どもが保護を受ける権利であり、国籍を有すると規定したが、具体的にどのような権利を持つか、ということについては記されることはなかった。したがって国際人権規約によって、子どもを保護下に置くこと法的拘束力を持たせることはできたが、具体的に子どもの労働に関して記されることはなかった。

以上で述べられたジュネーブ宣言、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約は、以下の2点において共通している。まず1点目は、子どもが保護の対象として認識された点である<sup>11</sup>。当時、子どもは自分の権利を認識・主張・実践する力を完全に持たないため

---

<sup>10</sup> 特定国の具体的な人権侵害を申し立てた通報については、通報の要約を含む非公開リストが事務局によって作成される。その非公開リストは非公開会合において人権委員会委員に提出される。そして人権委員会を通して、被申立国には通報の写しが送付され、政府回答が求められる。最終的に通報者には申立の受領が伝えられるが、人権委員会は何ら行動しないことが告げられる。(喜多明人編「国連・子どもの権利条約生成過程の研究」『立正大学文学部研究紀要』立正大学、1989年、〇頁。)

<sup>11</sup> 自然の親子関係をモデルとし、子どもの利益の実現のために、親や国の責務を重視する「保護主義」が根底にある。(太田いく子『児童の権利条約』畑博行、水上千之編「国際人権法概論 第四版」有信堂高文社、2006年、85頁。)

に、子どもには大人の援助が必要である、と考えられていた<sup>42</sup>。次に2点目は、国家に依存しながらではあるものの、International League for the Rights of Man など NGO のアドボカシー活動が影響力を見せ始めた点で共通している。人権分野は政治的な闘争に伴うため、いずれの政治集団とも無関係かつ国益とは無縁な NGO の必要性が増した<sup>43</sup>。そこで、国連憲章で NGO の限界が表面化することにはなったが、協議資格制度や定期報告制度など、NGO の活動の幅を広げる制度が整備されていった。

以上のように、子どもの人権に国際社会の関心が集まることで、反児童労働の認識も拡大していった。しかし、児童労働に対する動きが具体化するのには、子どもの権利条約が採択された 1980 年代以降となった<sup>12</sup>。次節では、子どもの権利条約が採択されたことが、どのように児童労働に影響を与えたのかを考察する。

## 2-2 権利行使主体としての児童労働者

1980 年頃の冷戦終末期には、開発援助と市民社会に注目を集める契機となり、1976 年に「国際児童年に関する決議」がなされた。この決議によって、子どもの権利条約制定の動きが表面化した。子どもの権利条約の生成過程においては、ジュネーブ宣言の有効性や意義の再確認が行われ、「国際的人権思想の反映としての世界人権宣言を踏まえた上で再構築がはかられてきた<sup>44</sup>」。ポーランドをはじめとする 7 か国は共同決議案と

---

<sup>12</sup> 1990 年の世界子供サミットでは、子どもの基礎教育へのアクセスや、成人識字率の向上など、困難な状況にある子どもを保護するための具体的な目標を示した。(勝間靖、「開発における人権の主流化—国連開発援助組の形成を中心として」平和科学センター『IPSHU 研究報告シリーズ No.31 人間の安全保障論の再検討(2004)』広島平和科学センター、2004 年、103 頁。)

して、「児童の権利に関する条約」案を提出し、これを基にした修正案が採択された<sup>13</sup>。この修正案をもとに、子どもの権利条約は児童権利宣言を引き継ぐ形で、1989年に条約化された。ポーランドの草案をもとにした起草過程には、Defense for Children International など 41 の NGO がオブザーバーとして参加した<sup>45</sup>。子どもの権利条約第 I 部第 1 条には、「子どもとは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合は、この限りではない<sup>46</sup>」と記述され、子どもがどういった存在であるのかを定義している。そのうえで、児童の権利宣言を参考に、家庭、医療、福祉、教育、文化、労働、平和といった基本的な内容を記述している<sup>14</sup>。この内容について特筆すべきことは、子どもの権利条約が、子どもの存在を保護するだけでなく、子どもの権利も含めて保護すると明記されたことだ<sup>47</sup>。子どもは従来大人の援助が必要な社会的弱者であるとされてきた。そこで、社会的弱者である子どもは、支配・依存関係を克服し、自己決定する権利が必要であるとの見方がされるようになった。つまり自己決定権とは、他者による支配への拒否の表れである<sup>48</sup>。この考えにより、子どもの権利条約には子ども自身の「自己決定権と市民的権利規定<sup>15</sup>」が記さ

---

<sup>13</sup> ポーランドの小児科医で児童作家であるコルチャックが、1928年からジュネーブ宣言の影響を受けながら子どもの権利論を主張し続けてきたことが、ポーランドに影響を与えていたと考えられる。（乙訓稔、前掲書、61-71 頁。）

<sup>14</sup> 子どもの権利条約には、新しく「情報へのアクセス」権といった現代的権利や、性的搾取などの虐待、難民であることや少数民族であるといった特別の保護を必要とする権利などを追加している。（喜多明人編、前掲書、157-229 頁。）

<sup>15</sup> 移動の自由、法の前での平等、公正な裁判と無実と推定される権利、思想および良心と宗教の自由、平和的な集会、結社の自由、意見と表現の自由、少数民族の権利の保護

れ、子どもは権利の行使主体であると明記された。つまり、子どもの権利条約は、ジュネーブ宣言や世界人権宣言、国際人権規約を基本的に踏襲しているが、子どもが被保護者でありながらも権利行使主体であるとする点は大きく異なっている。

子どもの権利条約は、締約国に対して、子どもが経済的な搾取から保護され、教育の妨げとなる労働、身体的、精神的、道徳的、社会的な発達に有害となるおそれのある労働から保護される権利を有していると明記している<sup>49</sup>。これにより、あらゆる意味で子どもに害のある労働は、国際法上違法とされた。また、他の国際文書の関連規定を考慮して、①雇用が認められるための最低年齢を定めること、②労働時間や労働条件を定めることを締約国に義務付けている<sup>50</sup>。したがって、子どもの権利条約は、ILO138号条約（1973年採択）やILO182号条約（1999年採択）と連携し、児童労働者の権利行使主体としての人権を保障することにも繋がる。つまり、子どもは自由権の保障という観点から、強制労働から守られることになった<sup>51</sup>。

子どもの権利条約は、条約の履行状況を監視するために設置された条約機関に、条約の実施状況を定期的に報告し、その審査を受けなければならないと義務付けている。定期報告は主に締約国政府によって行われるが、NGOはそこに記載されない事実を、被害者の立場に立って対抗報告書や代替報告書として条約機関に報告することができる。したがって、児童労働者の人権を保障するためには、NGOの存在を欠かすことができない<sup>52</sup>。

---

など。（国際連合広報センター「市民的、政治的権利」  
[http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil\\_political/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil_political/)

（2012年12月3日ラストアクセス）。）

## 2-3 企業との連携

国際人権法の形成過程では、国際機関、国家、NGO が影響力を行使した。しかし、児童労働者の人権保障のためには、国際組織、国家、NGO だけではなく、児童労働を使用する企業の参加が不可欠だ。ILO182 号条約は、国際機関や国家など権限のある機関が、児童労働を直接使用する企業と協議したうえで ILO182 号条約を遵守することを規定している<sup>53</sup>。つまり、児童労働の国際労働基準の順守は、企業の社会的責任

(Corporate Social Responsibility : 以下 CSR) として、児童労働を禁止することが、企業活動の前提になっている<sup>54</sup>。児童労働問題の対策は、社会問題の意味合いが強いため、企業や国家を監視する役目として、NGO など非営利性の高い組織がより適している<sup>55</sup>。そこで、児童労働に関わるアクターの連携を図るため、国連はグローバル・コンパクトという枠組みを設定した。

グローバル・コンパクトが設定されたのは、1970 年代以降、多国籍企業が途上国で活動するようになり、労働の問題が国境を超えるようになったことがきっかけとなった<sup>56</sup>。この事態を受けて、児童労働者の労働条件が悪化し、人権が蔑ろにされるのではないかと、児童労働に関する国際的関心が高まった<sup>57</sup>。

グローバル・コンパクトの背景には、企業に対して商品そのものの価格や質だけではなく、人権は労働環境への配慮を求める傾向が強くなった消費者の存在がある<sup>58</sup>。必ずしも企業がそういった消費者の消費傾向を考慮するわけではないが、消費者の意識が児童労働に効果を発揮している事例も存在する。1996 年にアメリカのメディアは、Nike の下請け企業で児童労働が使用されていると報道し、運動家による不買運動が起こった。

この不買運動は、一部の投資家が Nike への投資を取りやめる事態にも発展した<sup>59</sup>。このように、有名な欧米企業がアジアで児童労働を使用している事実への批判が 1990 年代に高まり、児童労働や強制労働を禁止する SA8000 という CSR 規格が出された<sup>60</sup>。

国連は多国籍企業の行動を統制するために「国連多国籍企業センター」を開設するが、1993 年に閉鎖された。1997 年当時国連事務総長だったコフィ・アナンは、新自由主義の負の側面に対応し、人権問題を解決するために、企業の資源を活用しようとした<sup>61</sup>。企業の資源を活用するためには、多国籍企業を統制するのではなく、協力関係を築くことが必要となった<sup>62</sup>。多国籍企業との協力関係を築くため、1999 年の世界経済フォーラムにおいて、人権など地球規模の「公共」性に資するために、企業を含む様々なアクターが自発的に活動することを求めるグローバル・コンパクトが提唱された<sup>63</sup>。グローバル・コンパクトは人権や労働に関わる 10 原則を設け、人権問題解決、労働基準順守のために、企業の資源を活用しようとした<sup>64</sup>。具体的には、これに署名した国際機関や企業、NGO が、①それぞれの活動の中で遵守し、②実践例などの報告を意見交換することを記した<sup>65</sup>。

グローバル・コンパクト 5 原則には、児童労働に関する原則が設けている。この原則は、児童労働を、子どものあらゆる発達を阻害する労働だと指摘し、企業に対して児童労働を用いない経済活動を求めている。また、下請企業など隅々まで児童労働が使用されているかを監視し、防止することが困難な場合は、NGO や開発機関、国連機関に支援を求めるよう指示している<sup>66</sup>。たとえば森永製菓株式会社は、児童労働に取り組む NGO とパートナーシップを結び、カカオ農園の収穫量と所得量の向上を図り、その農園にいた児童労働者 147 人全員を就学させることに成功した<sup>67</sup>。



## 2-4 小括

人権が国家主権に優先される概念であることから、国際人権法の形成過程では、国家の補完的な役割を担うため、国家以外のアクターの存在が必要となった。人権保障の最終的な決断は国家に委ねられているため、国家に依存する形で限定的ではあるが、協議資格制度などが充実することで、NGOの活動する範囲と影響力は拡大した。

国際人権法の形成が進展すると、直接児童労働を使用する企業の行動規範を統一する必要性が出た。そこで、一概に企業の行動を規制するのではなく、企業と連携する形で、児童労働を用いないための、幅広いアクターに跨ったグローバル・コンパクトを宣言した。グローバル・コンパクトは、法的拘束力がないという欠点を持つが、多国籍企業を含めた形で、児童労働に対する1つの行動指針をまとめたのは利点と言える。

## 3 児童労働に対する法規制の限界

児童労働の解決を困難にしている要因は、大きく分けて3つある。1つ目が児童労働の経済的要因、2つ目が児童労働の文化的要因、そして3つ目が児童労働の捕捉困難さである。そこで本章では、以上3つの児童労働の具体的な課題を明らかにし、それらの課題に対して各アクターがどのように対応していくべきかを考察する。

### 3-1 児童労働の捕捉困難さ

最初に、児童労働者の捕捉の困難さが、法規制を困難にしていることを明らかにする。まず、児童労働の定義を再度確認すると、定義自体が非常に幅広い意味を持つことがわかる。ILO138 号条約の指す「大人のように働く労働」の「大人のように」という文言や、「健康・安全・道徳が保護され、適切な職業訓練を受ける場合」の「健康・安全・道徳」と「適切な」という文言は、読み手の解釈に依存する。ILO182 号条約において、「最悪な形態の労働」という意味も、読み手によって解釈が異なる。以上のように 2 つの条約による定義は客観的な表現であるとはいいがたい。子どもの権利条約の条文にも同様に曖昧な表現が使われている。

また、児童労働は国際法による分類とは別に、労働内容によってフォーマルな労働と、インフォーマルな労働に分類できることが、児童労働の法規制を困難にしている。インフォーマルな仕事には、自営業者や家事労働も適用されるため、児童労働と家事手伝いやアルバイトとの区別をつけることが難しい。児童労働者の中でも家事労働が最も多いと推測されながら、閉鎖的な空間でのインフォーマルな仕事であるため、最も調査が遅れている<sup>68</sup>。したがって、国際法や国内法が、インフォーマルな労働にまで規制を及ぼせない<sup>16</sup>。さらに、発展途上国において、戸籍に登録されていない子どもが数多く存在

---

<sup>16</sup> バングラデシュの児童労働者のうち 93%は、規則や制度が規定されていないインフォーマル部門で労働している。(内田智大(b)、「バングラデシュの児童労働問題: Harkin 法案の影響を中心に」『関西外国語大学人権教育思想研究』関西外国語大学、2012 年、76-95 頁。)

する事実が、この捕捉の難しさを助長させている<sup>17</sup>。そこで児童労働に関わる法律は、法規制の拡充強化や法規制を超える幅広い活動の必要性がある<sup>69</sup>。

### 3-2 児童労働の経済的要因

児童労働問題は、貧困が最大の原因とされてきた<sup>70</sup>。安価な労働者を求める企業と、貧困が理由で子どもに労働を求める家庭の利害が一致すると、児童労働の需要と供給が成立するため、児童労働が生み出されるサイクルが生まれる<sup>71</sup>。また、貧困が理由で児童労働が発生する場合、無理に労働から子どもを引き離すことが必ずしも良策とは限らない<sup>18</sup>。

ネパールのように、ILO138号条約やILO182号条約を批准しながらも、経済的理由で児童労働に規制を行えない国もある。ネパールの労働法は、健康上の障害が起こる恐れのある条件下で、子どもを雇うことを禁止している。しかし、ネパールの産業形態が、工場労働法の法規制を阻害している。ネパールの主要産業であるカーペット産業は、全輸出額の60%に上る<sup>72</sup>。カーペット産業には約40万人の労働者がおり、そのうち約30%

---

<sup>17</sup> 2013年の時点で、すべての子どものうち、35%が未登録児童であると言われている。そのうちの約半数をアジア・太平洋地域が占めている。(unicef”BIRTH REGISTRATION”( <http://data.unicef.org/child-protection/birth-registration>) (2012年12月3日ラストアクセス)。)

<sup>18</sup> アメリカ政府は、バングラデシュにおいて、児童労働を用いて生産された縫製製品の輸入禁止を決めた Harkin 法案を 1994 年に発行した。これを受けてバングラデシュの縫製企業は、縫製業で働いていた 4 分の 3 の児童労働者を解雇した。しかし貧困改善のためのプロセスを経ずに解雇したため、職を失った子どもはより劣悪な仕事に従事することになった。(内田智大(b)、前掲書、86-87 頁。)

を児童労働者が占めている<sup>73</sup>。児童労働に依存するネパールのような国の政府は、児童労働の存在を公的に認めることができない。以上のような理由から、児童労働を禁止する条約に批准することが、「国際的に承認された人権について国内で取り組んでいる」というアピールになり、実際には、批准された条約が国内で効果を発揮していない場合がある<sup>74</sup>。

### 3-3 児童労働の文化的要因

子どもに対する認識や、人権規範に関しては、文化や社会によって解釈が異なる場合がある<sup>75</sup>。そこで、児童労働の文化的要因を考察するために、人権規範の1つでありながら、人権侵害を引き起こす要因ともなり得る「発展の権利」を考察する<sup>19</sup>。

「発展の権利」は、自由権と社会権を保障する前提となる権利として、開発や発展を人権として捉えることを明確にした点で画期的である<sup>76</sup>。なぜなら、自由権と社会権の主体は個人であったが、「発展の権利」の主体には、個人だけではなく、国家や国際機構も含まれるためだ<sup>77</sup>。

3-2 で記したネパールのような国では、児童労働は安価な労働力として重要であるため、児童労働を禁止することが、当該国家の「発展の権利」を阻害する可能性も否定で

---

<sup>19</sup> 「発展の権利」を有する主体は国際機関、国家や個人など多元的である。したがって、国家が「発展の権利」を主張する場合、国家による人権侵害を肯定することも可能になる。（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センターホームページ  
<http://www.hurights.or.jp/japan/learn/q-and-a/2010/03/post-10.html>

(2015年1月5日ラストアクセス。))

きない。趙彤は「児童労働を政治的な人道主義や貿易保護主義のために避難するのではなく、経済現象の一つとしてみなすべきだ<sup>78</sup>」と主張する。発展途上国は、発展途中にある国が多いため、社会権の実現と国家の権利である発展の権利が、国際社会によって確保されてなくてはならないと主張した<sup>79</sup>。たとえば、バングラデシュなどのように、自国の経済の担い手として児童労働者に対する依存度が高い国では、児童労働を全面的に禁止されることは経済発展の停滞を意味する。つまり趙の主張によれば、国際法上違法とされている児童労働を正当化することが可能になる。趙の主張する人権規範が正当性を保持するのであれば、児童労働を抱える国にとって有利に働くことがある。

この主張は、人権は普遍的な規範ではなく、相対的な概念ではないのか、という議論を基礎としている<sup>80</sup>。人権が相対的な概念である場合、人権問題は国内問題になる。つまり、児童労働が子どもの人権を侵害していたとしても、内政干渉となるため、国外のアクターは介入することができない。

本論文内において議論してきた国際社会における人権は、西欧諸国を中心とした欧米先進諸国の政府や NGO などによって形成されてきた<sup>20</sup>。それにより、国際社会の示す人権規範と、発展途上国の主張する人権規範との間に齟齬が生じていた。

ここまで趙の主張する児童労働者の人権に関する負の側面を考察してきたが、一方で、趙は価値観の多様性について再考の余地を投げかける役目も果たしている。カンボジア

---

<sup>20</sup> 人権レジームは、社会権的権利よりも自由権的権利を重視する傾向にある。これは、もともと自由権的権利は、市民革命を成し遂げた西欧諸国の人々が専制君主から獲得した権利であることに由来する。（水上千之「国連憲章と世界人権宣言」畑博行、水上千之編、前掲書、29-31頁。）

をはじめとする発展途上国の中には、子どもは小さな大人であるため、働くことは当然であるという認識が存在する。国際法は児童労働を違法とするため、児童労働に適合する年齢の子どもが、その地域社会の価値観のもとに労働している場合、この価値観も違法となる。しかし趙の主張を用いれば、文化的価値観に基づく児童労働を肯定することが可能になる。つまり趙の指摘は、その社会において何が適切な行為であるか、ということに関して、異なる価値判断が存在することを明らかにしている<sup>81</sup>。

しかし「人間の安全保障」による人権概念は、趙が指摘する人権概念の問題点の糸口を示している。「人間の安全保障」は、1人1人の「選択肢の幅」の拡大が豊かさであり、人権保障のための手段だと指摘する。緒方貞子とアマルティア・センは、「選択肢の幅」の捉え方は個人や社会によって異なるため、あえて不明確にすることで、多種多様な人権に対応できると述べた。つまり、「人間の安全保障」概念において、自己決定権および市民的、政治的権利などの人権は、地理的、文化的多様性を尊重すべきとして細かく定義されていない。したがって、「人間の安全保障」による人権は、文化的多様性を考慮したうえで、児童労働の強制性を問題視しているのもであって、その土地の文化や経済を蔑ろにしているわけではない。人権は西欧に限らず、それぞれの文化や伝統を通して現れるものであって、児童労働者の人権を蔑ろにすることを正当化することはできない<sup>82</sup>。

### 3-3 小括

児童労働は、複雑に絡み合う経済的要因や文化的要因によって、児童労働者の人権侵害を引き起こしている。また、人権に関する論争が、児童労働問題をさらに複雑にして

いる。アジア諸国が、人権は西欧的価値観に由来すると指摘することは、人権の「公共」性を否定することに繋がる。したがって、非国家アクターが、国家と対等なアクターとして人権保障に取り組むことが困難になり、児童労働者数の減少もまた困難になる。

しかし、「人間の安全保障」に則った人権によれば、人権は地域差や文化の違いを考慮したうえで普遍性を持つのであって、その国の経済状況や価値観を人権保障に反映させることが可能になる。つまり、趙の主張によって、人権の「公共」性が失われることはない。したがって、児童労働者数減少のためには、その地域社会に適した施策であることを前提に、経済的貧困の解決をもとに、児童労働者の権利を保障していく必要がある。

そこで次章では、「発展の権利」という課題を抱えるなかで、児童労働者数を減少させた事例として、タイにおける児童労働問題を取り上げる。

## 4 事例：タイ

国際社会という「公共」空間の中で、人権は「公共」性を求められているとこれまで論じてきた。本章では、「公共」性の追求のために、国内レベルでは児童労働者の人権がどのように保障されているかを述べる。そこで、第3章で明らかにしたことをもとに、実際に人権保障が児童労働者数を減少させた事例として、タイにおける児童労働問題を考察する。

## 4-1 タイの基本情報

本節では、考察に入る前に、タイにおける児童労働の現状とそれに関わる基礎情報を記し、タイを事例国として扱うことが適切である理由を示す。

第1に、タイが国際社会の動向と同時進行的に、人権保障の制度化と子ども支援のためのネットワーク形成を行ってきた経緯が挙げられる<sup>83</sup>。1992年に児童労働撲滅国際計画（以下：IPEC）が立ち上げられた際、参加国は6か国のみであった。しかし、参加国数が少ない中で、タイはIPEC設立当時から参加している<sup>84</sup>。

IPEC参加以降タイは、国際人権規約（A規約、B規約）、子どもの権利条約、ILO138号条約、ILO182号条約すべてに加入している。また、12歳以下すべての子どもが無償で教育を受ける権利を法律で保障している。したがって、本論文でこれまでのべてきた子どもの人権を初めとした定義を、国際法上タイが認めていると考えられる。

条約名	A規約	B規約	子どもの権利条約	ILO138号条約	ILO182号条約
締約年	1999年	1996年	1992年	2004年	2006

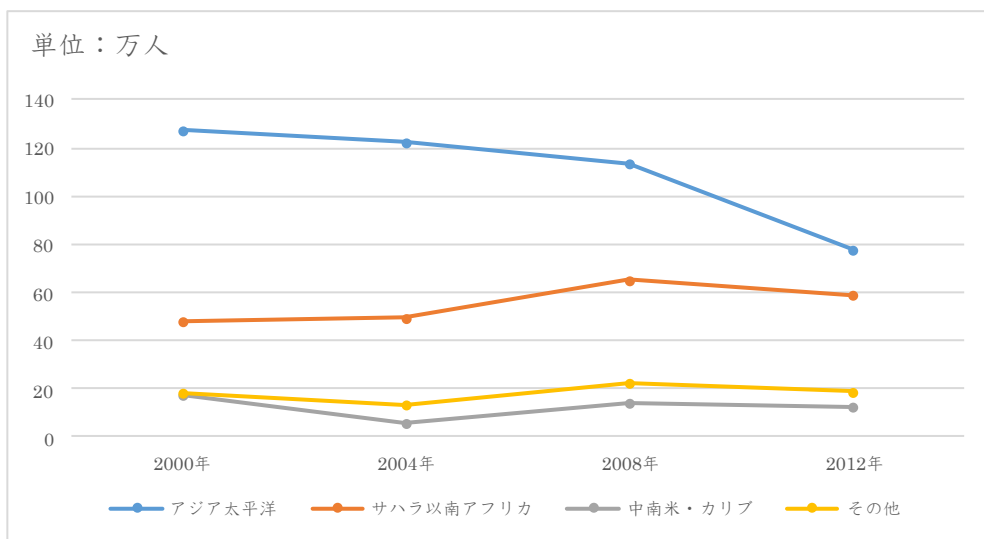
表1：タイの条約締結状況

Unicef HP、ILO HP もとに筆者作成<sup>85</sup>。

第2に、タイの児童労働者数とその要因が挙げられる。ILOは2013年の報告書で、中所得国に児童労働が集中していると報告した<sup>86</sup>。中所得国にあたるタイにおける児童労働の現状は、UNDPの報告によると、2012年当時、5歳から14歳の子どもの総人口のうち8.3%が、軽易な児童労働に従事していた<sup>87</sup>。また、ILOによる2012年当時



のアジア太平洋地域における児童労働者の割合は9.5%を占めていた<sup>88</sup>。つまり、グラフ2が示すように、唯一児童労働者数の減少傾向がみられるアジア太平洋地域における児童労働者の割合を、中所得国であるタイが下回っていることになる。そこで、タイの児童労働者数は、経済的要因以外の理由によって減少しているのではないかと推測できる。



グラフ 2：地域別の児童労働者数

International Labor Organization HP<sup>89</sup>を基に筆者作成

さらに、タイの政府やNGO、企業が協調関係と敵対関係を繰り返し、相互補完的な役割を担っていることから、本論文の事例として扱うことが適切だと考える。

したがって本章では、タイが経済的要因以外に、人権保障によって児童労働者数を減少させることを可能にさせたという仮定を検証する。

## 4-2 社会権の保障

本節では、ある国家において人権を受容し、促進する際、その土地の伝統や文化を活かすことが有効である<sup>90</sup>。したがって本項では、国家による「発展の権利」と、人権を合理的に導入したタイの憲法について検討し、それがどのように児童労働に影響したかを考察する。

### 4-2-1 「国家政策の指導原則」による社会権の再考

タイは西欧文化が国内に広まる以前から、タイ独自の性質を法整備に活かしてきた<sup>91</sup>。タイの憲法内に記述されている「国家政策の指導原則」は、タイの経済的状況や文化と、いわゆる西欧的価値観に基づく人権を巧みに融合している。タイの近代憲法は、1932年の「シャム国暫定統治憲章」に始まるが、それ以来現在に至るまで、主権はタイ国民に帰属することや、国家が自由権を保障することは一貫して変わっていない。しかし、自由権が1932年以来、法的拘束力を持って保障されている一方で、社会権については、法的拘束力を持たない「国家政策の指導原則」として位置付けられている。

タイにおける自由権は、法の下での平等や精神的自由権、身体的自由、経済的自由権などを中心として、西欧的価値観に依拠する形で人権を保障している<sup>92</sup>。

「国家政策の指導原則」は、政策決定の原則に役立つことを目的とするためのものにすぎず、これに記されている社会権を保障する義務はない<sup>93</sup>。西欧的価値観に基づくと、社会権の保障に法的拘束力が無いことは、人権の無視や軽視を意味する。

しかし、人権の普遍性はその地域社会の文化や価値観を尊重すべきという点において、「国家政策の指導原則」は重要な意味を持つ。タイは度重なるクーデターを経験する中所得国であり、タイが自国民の人権を保障するためには、まず、タイ社会の秩序を確立する必要がある。社会権の保障は発展の権利を阻害する可能性があるため、社会権の保障のために、その基礎となる発展の権利が優先される。つまり、「国家政策の指導原則」に法的拘束力が無いことが、社会権を蔑ろにしていることを意味するわけではない。その根拠として、タイ憲法は、毎年1回「国家政策の指導原則」に基づく国務を執行することを国会に表明し、実施の結果について問題点を報告書にまとめて立案・提出することが義務付けている。つまりタイは、国際法に倣いながら、自国の文化や社会情勢に適した人権保障を行っている。

#### 4-2-2 義務教育による児童労働者数減少

A 規約を初めとした国際人権法で保障されている、「教育を受ける権利」の保障は、児童労働者数を減少させる手段として重視されている。特に義務教育は、国家が子どもの就学を義務付けることで、相対的に労働する時間は減少させることができる<sup>94</sup>。また、教育を受けることで、労働は数ある選択肢の1つであることを学び、自身の関わる社会制度を学ぶことで、自分が権利行使主体であることを自覚する<sup>95</sup>。したがって、教育は子どもの選択肢の幅を拡大させることができる。

1990年代から、タイの義務教育が6年から9年に延びたこと、製造業における雇用が増加したことで、学歴と労働者の質が結びつくという認識がタイ国内で浸透した<sup>96</sup>。タイでは、子どもが家族を助けるために働くことは、当然だという伝統的価値観がある

97。したがって、教育が労働の質を向上させるという認識がタイ国内に浸透することは、子どもを労働から引き離すために有効だと言える。

タイの教育制度は、1990年に義務教育が延長されて以降、9年間の義務教育（6年間の初等教育と3年間の前期中等教育）があり、国立学校であれば授業料は無償で通学することができる<sup>98</sup>。義務教育修了後には、3年間の後期中等教育（日本の高校教育）、4年間の大学を受けることができる<sup>99</sup>。

以下の表2は、タイの各教育過程における就学率を表している。若干の減少はあるものの、就学率は上昇傾向にある。貧困が問題になっている東北タイの農村地域でも、後期中等教育を修了して高等教育（大学や専門学校）に進学する人口も1990年以降大幅に増加している<sup>100</sup>。

	初等教育 (%)	前期中等教育 (%)	後期中等教育 (%)
2010年	91.1	77.0	45.0
2011年	91.0	79.0	47.7
2013年	97.0	87.0	51.0

表2 タイの就学率

UNDP “Human Development Report”をもとに筆者作成<sup>101</sup>。

就学率の上昇は、社会権における教育を受ける権利の保障や、「身体及び精神の健康を享受する権利<sup>21</sup>」の保障を可能にする。また、子どもが通学することで労働時間が相対的に減少することで、自由権における身体的自由を保障することができる。

したがって、就学率と児童労働の関係を踏まえると、タイ政府が無償の義務教育を提供していることは、児童労働者数減少に有効だと推測できる。

### 4-3 国家と NGO

本項では、国家の補完的役割を担う NGO の活動が、どのように児童労働に影響しているかを考察する。

#### 4-3-1 タイのローカル NGO 沿革

タイ政府は、労働保護法によって児童労働者の権利保護について規定しているが、労働現場(特にインフォーマルセクター)の監査を行うための人手や資源不足が相成って、児童労働の実態を正確に捕捉できていない<sup>102</sup>。そこで、地域住民や児童労働の使用者、地元の政府職員をよく知っているタイのローカル NGO が期待される<sup>103</sup>。ILO は、タイの児童労働者数減少のために、現地の NGO と幅広く連携する姿勢をとっている。

---

<sup>21</sup> 「身体及び精神の健康を享受する権利」には、子どもの健全な発育のために対策をとることを、義務付けている。(松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹、小畑郁、徳川信治編、前掲書、19頁。)

タイの NGO は 1960 年代から組織され始め、1980 年代までは、国家との緊張関係の中で活動していた<sup>104</sup>。1961 年にタイ政府は「国家経済社会開発計画」を策定し、大規模な経済開発を推し進めた。これにより、「1960 年代から 1970 年代半ばまで、年率 7-8% の高成長を実現<sup>105</sup>」したが、急激な開発は農村の崩壊や環境破壊、都市スラムの増加など多くの社会問題を引き起こした。タイの NGO は、こうした問題の解決や防止など政府の開発政策の批判と抵抗のために組織され、1960 年頃から活動が活発化した<sup>106</sup>。この当時、宗教に根差した NGO が中心となって、人権擁護を訴えた<sup>107</sup>。しかし、当時は政権交代やゲリラの勢力拡大によって、国内情勢が混乱していたため、一般市民が人権に関心を持つことは難しかった<sup>108</sup>。

#### 4-3-2 タイにおける児童労働供給要因と NGO による対策

1987 年に、第 6 次国家経済社会開発計画によって、農村開発における NGO の役割が明確になると、NGO とタイ政府間の協調関係が築かれるようになった<sup>109</sup>。タイの農村開発に関して、NGO の役割が明確になったことは、タイの児童労働問題に大きな意味があると考えられる。タイにおける児童労働は、児童労働の需要先が都市であり、供給先が農村であることに特徴づけられる<sup>110</sup>。タイ国内では、都市部と東北部など農村との経済格差が非常に大きい。タイ東北部の地域総生産（以下 GRP）は、バンコクの約 12% にしかなく、世界的に見ても、この地域間格差は非常に珍しい<sup>111</sup>。タイ北部は東北部に次いで経済格差が激しく、GRP はバンコクの GRP の約 20% である<sup>112</sup>。タイの農業人口は就労人口の 43% を占めているにも関わらず、国内総生産（以下 GDP）に占める農業生産額の割合は、1960 年から 1990 年の 30 年間で、40% から 13% に下落して

いる<sup>113</sup>。タイの GRP と GDP の現状を踏まえると、タイにおける農家の現状は厳しいものだと推測される。

以上のような農村部の厳しい状況によって、タイ貨幣経済が農村に浸透し始めた 1960 年頃、農村から都市への出稼ぎが増加し、1970 年代になると、児童も出稼ぎに都市に進出した<sup>114</sup>。農村部から都市への児童労働者流入は、児童労働者の労働条件の改善に関心を集中させた<sup>115</sup>。1964 年の調査では、タイ東北部の初等教育を修了した子どものほとんどは、経済的理由や、労働力としての期待から、その後の進学を断念している<sup>116</sup>。

タイ農村部における児童労働が主に貧困由来のものであることから、タイ政府が NGO とパートナーシップを形成することで、タイ政府の補完的役割を担うことが可能になる。たとえば、NGO はタイ農村部で小規模農村金融を運営することによって、経済状況の改善に貢献している<sup>117</sup>。

### 4-3-3 NGO の補完的役割

子どもの権利条約が採択されてから、タイ政府は子どもの権利条約への批准に前向きではなかったが、タイの人権 NGO はタイ政府が批准するよう活動した<sup>118</sup>。さらに、タイ政府が子どもの権利宣言を批准した 1992 年以降、子どもの権利保護センターなどタイのローカル NGO は、同宣言の理念を具体化するため、タイ政府に対して制度整備を要求し続けてきた<sup>119</sup>。またタイ政府は、1997 年憲法によって設置された国内人権委員会において、NGO の参加資格を排除することを試みたが、人権団体の猛烈な反対によって撤回された<sup>120</sup>。

子どもの権利条約批准と、国際的に子どもの人権に対する認識が変化していったことを受けて、タイ国内の NGO は児童労働者に対する活動内容を拡大させた<sup>121</sup>。

タイでは、1978 年から義務教育制度を実施されている。タイ政府は、当初義務教育制度の実施の際、一元的な教育制度にこだわっていたが、ホームスクール団体など NGO の要請で、NGO など民間団体に基礎教育を行う権利が与えられた<sup>122</sup>。NGO が、タイ政府以外から提供される教育を要請した理由は、児童労働者の直面する現実が理由として挙げられる。子どもが働くことが文化的に肯定されている場合や、貧困が子どもに労働を強いている場合、インフォーマル教育及びノンフォーマル教育は、教育と労働を並行して行うことを可能にさせる。

タイの NGO や寺院が提供する教育は、フォーマル教育にアクセス困難な児童労働者にとって、タイ政府が提供する公教育制度の補完的役割を担っている<sup>123</sup>。たとえば、タイの NGO 「子ども財団」によって設立された「子どもの村学園」は、フォーマル教育の補完的役割を担っていると共に、タイ国内のインフォーマル教育機関のネットワーク的役割も担っている<sup>124</sup>。また、The Volunteer Group for Child Development や Child Help Foundation、World Vision Foundation などのタイ NGO は、読み書きや算数などフォーマル教育と共通したカリキュラムを行っているが、労働を行う子どものために、健康管理や問題解決能力、職業のための一般的な知識を教えている<sup>125</sup>。

NGO のインフォーマル教育に対して、ILO は協力姿勢をとっている。たとえば、タイの児童育成基金は ILO と協働して、基本的なスキルを学べる場を児童労働者とその家族 1700 人に提供している<sup>126</sup>。



以上のように、タイ NGO が行うインフォーマル教育は、児童労働者のニーズに合わせた教育内容を提供することを可能にしている。

#### 4-4 企業の行動に対する規制

本節ではこれまで論じてきたことを踏まえて、実際に児童労働者の存在する労働現場で、どのような対応がとられているのかを考察する。

タイは 2003 年に、CSR の規格化を行った<sup>127</sup>。タイが行った CSR の規格化は、アメリカ NGO によって策定された SA8000 に対応した形で行われた<sup>128</sup>。SA8000 は、国際人権規範や ILO 諸条約に基づき、労働に関わる人権に関する国際規格であり、児童労働の禁止を明記している。したがって、タイ国内で活動する企業は、タイ国内法だけではなく、国際規範に則った SA8000 による児童労働の遵守を義務付けられている<sup>129</sup>。また、企業独自にグローバル・コンパクトへの参加を表明している 29 社は、グローバル・コンパクトの理念を尊重することを求められている<sup>130</sup>。

グローバル・コンパクトに積極的に参加しているタイ水産物大手企業の The Union Frozen Products は、児童労働の疑いがある企業を、取引先から外すなどの対策をとっている<sup>131</sup>。

一方タイでは、2004 年 6 月時点で SA8000 に認定された企業は、10 社しか認定されていない<sup>132</sup>。2002 年には 1 社しか認定されていなかった事実を考慮すると、確実に増えてはいるが、児童労働規制に関わる国際労働基準に対する、タイ国内企業の関心の

低さが伺える<sup>133</sup>。また、グローバル・コンパクトに参加表明している企業が 29 社という数字は決して多くはない。

貧困のために労働している児童労働者を即座に労働から引き離すことは困難な点を考慮して、タイ政府は ILO と協力して工場内に学校を設置している<sup>134</sup>。児童労働者は、その環境ゆえに公教育に通うことが困難な状況にある。したがって、すぐに労働を止めることは不可能だとしても、工場内に最低限の教育機関を設置することによって、児童労働者は 1 つ多い選択肢を得ることができる。

また、多くの児童労働の供給地となっている周辺部では、多国籍企業が CSR の一貫として、子どもの教育環境を整備する活動をしている。タイ山岳部のメーサゲ村は、政府の支援でソーラーパネルが設置されたことによって電気の利用できる小学校が 1 つある<sup>135</sup>。しかし、学習用品は自己負担となるため、通学できない子どもが多い。そこで、OKI グループは子どもたちの教育を支援するため、メーサゲ村山岳民族授業センター協力のもと、学習用品の提供やインフラ設備の整備などを継続して支援している<sup>136</sup>。

#### 4-5 小括

タイ政府は、児童労働者に関わる国際法や国内法の整備を行っている。しかし、タイ政府の国内法実施不足や、フォーマル教育に児童労働者がアクセス困難であることを受けて、NGO が政府に圧力をかけるなど補完的役割を担っている。

「教育を受ける権利」は、「国家による権利」に該当する社会権にあたる。しかし、経済的理由など様々な理由で公教育を受けることができない児童労働者は、社会権の保

障が不十分な状態にある。したがって、NGO や寺院によって提供されるインフォーマル教育は、国家では行き届かない層の社会権を保障することができる。

また、教育を受ける時間が増加することで、児童労働者が労働に従事する時間は相対的に減少する。児童労働者が労働から離れることはつまり、子どもが強制労働から解放されることを意味する。したがって、教育を受けることによって、自由権の保障もなされることになる。

タイ政府と企業との関係では、タイ政府はグローバル・コンパクトや SA8000 を推奨するなどして、児童労働者の人権保障を積極的に行っているが、タイ国内の企業が積極的に児童労働者の人権を保障しているとは言い難い。タイ政府や NGO は、児童労働者の人権保障を目的とするアクターとして活動しているが、タイ国内の企業はあくまで人権保障を手段として認識しているのではないかと推測される。

## 終章

本論文では、タイの児童労働問題を事例として取り上げたことで、①児童労働者数を減少させるためには人権保障が有効であること、②その過程で多元的なアクターが関わっていく必要性が明らかになった。

国際社会においては、条約締結や法整備の最終的な決定権を持つ国家が、児童労働者の人権を保障するための基礎を築いた。国内においても、タイ政府が主導で、児童労働に関する法整備を整えていった。

タイ政府が児童労働者の人権を保障する際、草の根レベルの専門的知識を持つ NGO が、国家に助言する役目を持つことが明らかになった。国家と企業が児童労働者の人権を保障できていない場合、それを補完する要因として NGO など市民社会の重要性が認識されている<sup>137</sup>。つまり、児童労働者数を減少させるためには、あくまで国家が機能している前提条件のもと、NGO や消費者が圧力や助言をすることが必要となる。

一方で、タイ政府は、児童労働を直接使用する企業の規制を行っているが、タイ国内の企業が主体的に、児童労働撤廃に向けて活動している事実は見受けられなかった。タイ企業にとって、児童労働者の人権を保障することは、企業利益追求のための手段であった目的ではない場合が多い。

したがって、児童労働者の人権を保障するにあたって、NGO など国家以外のアクターは不可欠であるが、主たるアクターは国家であることを、本論文の結論とする。

## おわりに

この卒業論文を執筆するにあたって、多角的なアクターの関係性を明らかにすることが思った以上に難しいことを痛感した。しかし、執筆したことによって、児童労働者を始めとした子どもが、どのように国際社会の中で扱われているかを学ぶことができた。卒業論文の出来は満足いくものではなかったが、この点に関しては大きな成果だったと感じている。

私が 100 円ショップで安い商品を購入できることは、どういうことを意味するのか。自分がいかに恵まれた環境を与えられ、それを無駄に浪費しているのか。ただただ胸が

痛い。そう感じながらも、私がすべての子どもにとっての救世主になることは不可能であり、子ども 1 人をどうにかすることもままならないだろう。

世の中にある不都合に焦点を当て、知ることは大切なことであると感じる一方で、たった 1 人が机上で論じることがどれだけの力になるかを考えると、もどかしく、言葉にすることができない。

---

## ●引用文献

1 ILO 駐日事務所ホームページ「児童労働」

<http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm> (2012 年 12 月 3 日ラストアクセス)

2 ILO ホームページ「児童労働」

<http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm> (2012 年 12 月 3 日ラストアクセス) :8[

3 世界の子どもを児童労働から守る NGOACE ホームページ

<http://acejapan.org/info/2013/09/10864/> (ラストアクセス 2014 年 11 月 4 日)

4 村田美子「児童労働撤廃にむけて：インドの現状」『関西外国語大学人権教育思想研究 12』関西外国語大学、2009 年、114 頁。

5 堀内光子「児童労働撤廃に向けての国際政策と国際運動：開発アプローチに焦点を当てて」法政大学大原社会問題研究所、2012 年、7 頁。

6 坂元俊輔「バングラデシュ製造業における児童労働需要の決定要因：事務所データを用いた実証分析」『城西経済学会誌』36 巻、城西大学経済学会、22 頁。

7 内田智大(a)「開発途上国の児童労働問題」『関西外国語大学人権教育思想研究 14』関西外国語大学、2011 年、2-21 頁。

- 
- <sup>8</sup>内田智大(a)、前掲書、2頁。
- <sup>9</sup>香川孝三(a)「グローバル化の中のアジアの児童労働 国際競争にさらされる人権」明石書店、2011年、17頁。
- <sup>10</sup>松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹、小畑郁、徳川信治編『国際人権条約・宣言集』東信堂、2005年、618-623頁。
- <sup>11</sup>下條芳明「タイ憲法における人権保障と「国家政策の指導原則」の比較憲法的意義：「アジア型人権」論からの再検討」『九州法学会会報 2007』九州法学会、2008、69-73頁。
- <sup>12</sup>下條芳明、前掲書、31頁。
- <sup>13</sup>外務省ホームページ『国際人権規約』<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/> (2012年12月3日ラストアクセス)
- <sup>14</sup>浜林正夫『人権の思想史』吉川弘文館、1999年、5頁。
- <sup>15</sup>トマス、ホップズ著、角田安正訳『リヴァイアサン1 (古典新約文庫)』光文社、2014年、頁。
- <sup>16</sup>トマス、ホップズ、前掲書、頁。
- <sup>17</sup>松本健男、横田耕一、江橋崇、朝永健三編『これからの人権保障』有信堂高文社、2007年、19頁。
- <sup>18</sup>松本健男、横田耕一、江橋崇、朝永健三編、前掲書、20頁。
- <sup>19</sup>国民教育研究所編集『別冊国民教育③子どもの権利 児童の権利宣言 20周年・国際児童年』労働旬報社、1979年、11頁。
- <sup>20</sup>ILO 駐日事務所「1.児童労働とは」  
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/introduction/>  
(2012年12月3日ラストアクセス)
- <sup>21</sup>ILO 駐日事務所「1.児童労働とは」  
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/introduction/>  
(2012年12月3日ラストアクセス)
- <sup>22</sup>ACE ホームページ「児童労働入門講座」<http://acejapan.org/childlabour/entrance/>

- 
- 23 庄司真理子、宮脇昇編『新グローバル公共政策』晃洋書房、2011年、4頁。
- 24 山本啓「グローバル・ガバナンスの変容とマルチレベル・ガバナンス（中）（＜特集＞グローバルとローカル）『社会科学研究 33』山梨学院大学、2013年、25頁。
- 25 信夫隆司「ガバナンスと国際政治理論」『総合政策 1(3)』岩手県立大学、1999年、318頁。
- 26 碓井敏正『グローバル・ガバナンスの時代—ナショナリズムを超えて』大月書店、2004年、96頁。
- 27 ガルドー、メアリー『サピエンティア 17 「人間の安全保障」論 グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局、2011年、204頁。
- 28 今井直、前掲書、393頁。
- 29 星野祐志「企業と非営利組織の連携(Cross-Sector Collaboration)：開発途上国市場への参入」『国際ビジネス研究 5(2)』国際ビジネス研究学会、2013年、2頁。
- 30 上村雄彦『グローバル協力論入門 地球政治経済論からの接近』法律文化社、2014年、30-34頁。
- 31 笹岡雄一『グローバル・ガバナンスにおける開発と政治—国際開発を超えるガバナンス—』明石書店、2012年、14-15頁。
- 32 カタリナ、トマチェフスキー著、宮崎繁樹、久保田洋監訳『開発援助と人権』国際書院、1992年、37頁。
- 33 堀内光子、前掲書、3頁。
- 34 香川孝三(a)、前掲書、12頁。
- 35 永田正臣「イギリス産業革命期の児童の雇用と教育」『駒沢大学経済学論集 16(1)』駒沢大学経済学会、1984年、1-31頁。
- 36 堀内光子、前掲書、3頁。
- 37 特定非営利活動法人長崎人権研究所「児童の権利に関するジュネーブ宣言」  
<http://homepage3.nifty.com/naga-humanrights/shiry01/geneva.htm>

- 
- 38 今井直「国際人権保障の展開と NGO の役割」 芹田健太郎、棟居快行、薬師寺公夫、坂本茂樹編、前掲書、388 頁。
- 39 外務所ホームページ「国連専門機関」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22\\_000754.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000754.html)
- 40 水上千之「国連憲章と世界人権宣言」 畑博行、水上千之編『国際人権法概論 第4版』、有信堂高文社、2006年、27-28頁。
- 41 今井直、前掲書、393頁。
- 42 永井憲一、寺脇隆夫『解説・子どもの権利条約』日本評論社、1990年、15頁。
- 43 阿部浩己、今井直、藤本俊明著『テキストブック国際人権法第2版』2002年、日本評論社、239-241頁。
- 44 許斐有、石橋修、今井直著『児童権利宣言の成立過程』国民教育研究所編、前掲書、227頁。
- 45 野津隆志、前掲書、152頁。
- 46 永井憲一、寺脇隆夫、前掲書、41頁。
- 47 国民教育研究所編、前掲書、12頁。
- 48 森田明彦『人権をひらく チャールズ・テイラーとの対話』藤原書店、2005年、193頁。
- 49 ユニセフホームページ「子どもの権利条約 前文」  
[http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)
- 50 ユニセフホームページ、前掲資料、  
[http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)
- 51 角田巖、綾牧子「子どもの存在における二重性」『人間科学研究』Vol.27、文教大学、126頁。
- 52 阿部浩己『国際人権の地平』現代人文社、2003年、279-280頁。
- 53 松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹、小畑郁、徳川信治編、前掲書、652頁。



- 
- 54 児童労働ネットワークホームページ「児童労働の撤廃に向けて～企業～」  
<http://cl-net.org/nocl/corporate.html>
- 55 星野裕至、前掲書、2頁。
- 56 河口真理子「グローバル経済における労働問題とCSR」『経営戦略研究夏季号 Vol.5』  
2005年、23頁。<http://www.daiwa-grp.jp/csr/publication/pdf/050817csr.pdf>
- 57 堀内光子、前掲書、3-4頁。
- 58 葉山彩蘭「グローバル経営と企業の社会的責任」『国際経営・文化研究 Vol.11 No.1』  
2006年、18頁。
- 59 葉山彩蘭、前掲書、17-18頁。
- 60 梅田徹「国連グローバル・コンパクトの意義および課題（＜特集＞企業の社会的責任）」『創価経営論集 28』創価大学、2004年、42頁。
- 61 梅田徹、前掲書、39頁。
- 62 杉浦功一「グローバル・ガバナンスにおけるグローバル・パートナーシップの整理と評価」『和洋女子大学人文学部国際社会学科 Vol.48』2008年、55-56頁。
- 63 グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークホームページ「国連グローバル・コンパクトについて」<http://ungcjn.org/gc/index.html>（2012年12月3日ラストアクセス）
- 64 梅田徹、前掲書、39頁。
- 65 杉浦功一、前掲書、56頁。
- 66 グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークホームページ「国連グローバル・コンパクトについて」<http://www.ungcjn.org/gc/principles/05.html>
- 67 GEOC ホームページ「[海外事例 25] 社会貢献からCSR調達へ～児童労働のないチョコレートに向けて～」<http://www.geoc.jp/news/21914.html>
- 68 草野昭一「＜論文＞発展途上国における児童労働」『奈良県立大学商科大学研究季報 9(2)』奈良県立大学、1998年、31頁。
- 69 堀内光子、前掲書、3-15頁。

- 
- 70 沼口博「ネパールにおける児童労働と子どもの権利状態について」大東文化大学『人文科学 10』2005 年、2 頁。
- 71 香川孝三(b)「パキスタン・インドにおけるサッカーボールの生産と児童労働」『国際協力論集 10(2)』神戸大学大学院国際協力研究科、34 頁。
- 72 外務省 HP「ネパール基礎データ」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html> (2012 年 12 月 3 日ラストアクセス)
- 73 山田陽一、前掲書、31-32 頁。
- 74 阿久澤麻里子「市民社会組織による人権教育の役割：フィリピンにおける NGO-PO の取り組みを例として」兵庫県立大学『兵庫県立大学環境人間学部研究報告 7』兵庫県立大学、2005 年、136 頁。
- 75 佐々木宏「現代の児童労働と学校教育」『教育福祉研究』4 巻、北海道大学教育学部教育計画研究室、71 頁。
- 76 勝間靖「開発における人権の主流化—国連開発援助枠組みの形成を中心として—」『』86 頁。
- 77 藤田早苗「発展の権利についての『コンセンサス』の成立とその意義—発展の権利実施過程分析の前提として—」『国際開発研究フォーラム』15 巻、2000 年、100-101 頁。
- 78 趙彫「内生的人口成長、児童労働及び経済成長」『経済学雑誌』105 巻 1 号、167 頁 (166-192 頁)。
- 79 西川潤、前掲書、62 頁。
- 80 木村光豪「人権と調和したアジアの文化的価値—カンボジアにおける人権 NGO の挑戦—」大阪市立大学『人権問題研究』5 号、2005 年、107 頁。
- 81 栗栖薫子「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス—規範複合化の視点から—」日本国際政治学会編『国際政治』第 148 号、2005 年、77 頁。
- 82 木村光豪、前掲書、112 頁。
- 83 野津隆志「タイにおける越境児童問題と教育支援ネットワーク (その 2) : 子どもの人権保障制度過程」『商大論集 61(1)』兵庫県立大学、2009 年、151 頁。
- 84 内田智大(a)、前掲書、11 頁。

- 
- 85 ・外務省 **HP** 「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b\\_001\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001_1.html) (2012年12月3日ラストアクセス)
- ・外務省 **HP** 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_001\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001_1.html) (2012年12月3日ラストアクセス)
- ・ILO **HP** “Ratifications of C138-Minimum Age Convention,1997(No.138)”  
[http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO:11300:P11300\\_INSTRUMENT\\_ID:312283:NO](http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO:11300:P11300_INSTRUMENT_ID:312283:NO) (2012年12月3日ラストアクセス)
- ・ILO **HP** “Ratifications of C182-Worst Forms of Child Labour Convention, 1999(No.182)”  
[http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO:11300:P11300\\_INSTRUMENT\\_ID:312327:NO](http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO:11300:P11300_INSTRUMENT_ID:312327:NO) (2012年12月3日ラストアクセス)
- 86 ILO “Making progress against child labour” p.7  
[http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---ipec/documents/publication/wcms\\_221513.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---ipec/documents/publication/wcms_221513.pdf) (2012年12月3日ラストアクセス)
- 87 UNDP “Human Development Reports”、”Download 2014 Human Development Statistics Table” <http://hdr.undp.org/en/data> (2012年12月3日ラストアクセス)
- 88 ILO ホームページ“Global child labour trends 2008 to 2012”  
[http://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS\\_IPEC\\_PUB\\_23015/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS_IPEC_PUB_23015/lang--en/index.htm) (2012年12月3日ラストアクセス)
- 89ILO ホームページ“Global child labour trends 2008 to 2012”  
[http://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS\\_IPEC\\_PUB\\_23015/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/ipec/Informationresources/WCMS_IPEC_PUB_23015/lang--en/index.htm) (2012年12月3日ラストアクセス)
- 90 木村光豪、前掲書、117頁。
- 91 チャンタナ、チャンバンチョン「タイの子供たち：彼らはどう育てられ教育されているか」日本教育心理学会『教育心理学年報 35』日本教育心理学会、1996年、4頁。
- 92 日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編「2007年タイ王国憲法」6頁、[https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/general\\_1\\_2007.pdf](https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2007.pdf)。
- 93 安田信之『アジアの法と社会』三省堂、1987年、176-179頁。

- 
- 94 杉本均、櫻井里穂、工藤瞳「児童労働と義務教育：メキシコおよびペルーの事例より」『京都大学大学院教育学研究紀要 55』2009年、16頁。
- 95 池田恵子、松山優子「ストリートチルドレンを題材にした開発教育の学習課題の検討：子どものエンパワーメントの視点から」教科教育学『静岡大学教育学部研究報告 37』13頁。
- 96 竹内(a)隆夫「東北タイの農村工業」立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』26巻4号、2014年、601頁。
- 97 内田智大(a)、前掲書、8頁。
- 98 外務省ホームページ「諸外国・地域の学校情報」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC10600.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC10600.html)
- 99 外務省ホームページ「諸外国・地域の学校情報」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC10600.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC10600.html)
- 100 竹内隆夫(b)「タイの社会変動と東北地方住民の対応」『立命館経済学』58巻、立命館大学経済学会、2010年、914頁。
- 101 ・ UNDP “Human Development Report 2011”  
・ UNDP “Human Development Report 2013”  
・ UNDP “Human Development Report 2014”
- 102 ACE ホームページ「タイ：エビ産業の児童労働、米国側の申し立てを否認」  
<http://acejapan.org/info/2007/07/2532/>
- 103 ILO ホームページ「タイのエビ・水産加工業における児童労働への取り組み」  
[http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/WCMS\\_239920/lang-ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/WCMS_239920/lang-ja/index.htm)
- 104 野津隆志、前掲書、156-157頁。
- 105 重富真一、前掲書、156頁。
- 106 野津隆志、前掲書、152-166頁。
- 107 馬場智子「タイにおける人権に関する教育の目的と課題：Associated SchoolsProject の実践より」『京都大学大学院教育学研究紀要』55巻、2009年、146頁。
- 108 馬場智子、前掲書、146頁。

- 
- 109 野津隆志、前掲書、157 頁。
- 110 石井一也(a)「東北タイにおける児童労働供給(1)ーシーサケート県クカン郡での現地調査を中心としてー」『京都大學經濟學會』159 卷 4 号、1997 年、93 頁。
- 111 池本幸男、武井泉「タイの地方間格差：労働移動から考える」松井範惇、池本幸生『アジアの開発と貧困：可能性、女性のエンパワーメントと QOL』明石書店、2006 年、頁。
- 112 池本幸男、武井泉、前掲書、頁。
- 113 工藤智弘「タイにおける都市と農村の経済格差」國學院大學經濟学部『タイにおける経済・社会開発一人々の働き方とコミュニティの変容ー』2006 年、  
<http://kuin.jp/chuma/06field/06reports.htm>
- 114 石井一也(b)「東北タイにおける児童労働供給(2)ーシーサケート県クカン郡での現地調査を中心としてー」『京都大學經濟學會』160 卷 1 号、1997 年、96 頁。
- 115 吉田美喜夫「タイにおける最低賃金法制の役割と課題」『立命館法学』294 号、2004 年、430 頁。
- 116 野間晴雄、岡田良平「東北タイ農村の 40 年間に於ける小学生の意識変化ードンデーン村を事例としてー」関西大学、2007 年、6 頁。
- 117 JICA ホームページ「貧困プロフィール要約 タイ王国」  
[http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/thailand\\_j.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/thailand_j.pdf)
- 118 高橋健司「タイにおける子どもの人権擁護活動の展開と問題点：「子どもの権利条約」との関連で」日本教育社会学会『日本教育社会学会大会発表要旨集録(43)』日本教育社会学会、1991 年、129-130 頁。
- 119 野津隆志、前掲書、159 頁。
- 120 稲正樹「<資料>タイの一九九七年国内人権委員会法」亜細亜大学法学部『亜細亜法學 35(1)』亜細亜大学、2007 年、258 頁。
- 121 高橋健司、前掲書、130 頁。
- 122 北澤泰子「社会的包摂としてのインフォーマル教育：子どもの村学苑を事例として」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』12 卷、416 頁。
- 123 北澤泰子、前掲書、417 頁。

---

124 北澤泰子、前掲書、418 頁。

125 スチャリクル、ジュタティップ「タイにおけるストリートチルドレンのためのインフォーマル教育と NGO による援助プログラムの事例」『現代社会学研究』20 巻、北海道社会学会、2007 年、63 頁。

126 ILO ホームページ トウオモ、ブティアイネン「タイのエビ・水産加工業における児童労働への取り組み」

[http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/document/genericdocument/wcms\\_239920.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/document/genericdocument/wcms_239920.pdf)

(ラストアクセス 2014 年 12 月 30 日)

127 経済産業省ホームページ「企業の社会的責任 (CSR) を取り巻く現状について」

[http://www.meti.go.jp/policy/economic\\_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf)

128 経団連 ホームページ「現地で求められる CSR への理解が重要—CBCC 対東南アジア CSR 対話ミッション団長所見」

<https://www.keidanren.or.jp/CBCC/report/200509shoken.pdf>

129 Pec ホームページ「労働・人権に関する国際規格 SA8000 日本語版の公表」

[http://www.sa-intl.org/\\_data/n\\_0001/resources/live/2008StdJapanese.pdf](http://www.sa-intl.org/_data/n_0001/resources/live/2008StdJapanese.pdf)

130 United Nations Global Compact “PARTICIPANTS & STAKEHOLDERS”

<https://www.unglobalcompact.org/ParticipantsAndStakeholders/labour.html>

131 ・ United Nations Global Compact HP “PARTICIPANTS & STAKEHOLDERS”

<https://www.unglobalcompact.org/participant/19572-Thai-Union-Frozen-Products-PCL>

(ラストアクセス 2014 年 12 月 30 日)

・ newsclip.be ホームページ「奴隷労働 英紙のタイ漁業報道が波紋」

<http://www.newsclip.be/article/2014/06/18/22207.html>

(ラストアクセス 2014 年 12 月 30 日)

132 Social Accountability Accreditation Services “SA8000 Certified Facilities” 2014

133 労働政策研究・研修機構ホームページ「海外労働時報 タイ」

[http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2002\\_08/thailandP02.html](http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2002_08/thailandP02.html)

---

134 独立行政法人労働政策研究・研修機構「国別労働トピック タイ」

[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2003\\_10/thailand\\_02.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2003_10/thailand_02.htm)

(2014年12月15日ラストアクセス)

135 OKI ホームページ「タイ王国北部で子どもたちの教育を支援する社会貢献活動を実施」  
<http://www.oki.com/jp/press/2014/03/z13125.html>

(2014年12月30日ラストアクセス)

136 GLOBAL NEWS ASIA ホームページ「沖データ、タイ北部で子どもたちの教育を支援する社会貢献活動を実施」

<http://www.globalnewsasia.com/article.php?id=218&&country=2&&p=2>

(2014年12月30日ラストアクセス)

137 大守隆「アジアのソーシャル・キャピタルとその地域統合への含意」『社会関係資本研究論集』第2号、専修大学、2011年、14頁。

#### ●参考文献

・阿久澤麻里子「市民社会組織による人権教育の役割：フィリピンにおける NGO-PO の取り組みを例として」兵庫県立大学『兵庫県立大学環境人間学部研究報告』7巻、兵庫県立大学、2005年、131-151頁。

・阿部浩己『国際人権の地平』現代人文社、2003年。

・阿部浩己、今井直、藤本俊明著『テキストブック国際人権法第2版』日本評論社、2002年。

・池田恵子、松山優子「ストリートチルドレンを題材にした開発教育の学習課題の検討：子どものエンパワーメントの視点から」教科教育学『静岡大学教育学部研究報告』37巻、静岡大学、2005年、11-27頁。

・石井一也(a)「東北タイにおける児童労働供給(1)ーシーサケート県クカン郡での現地調査を中心としてー」『京都大学経済学会』159巻4号、1997年、92-106頁。

・石井一也(b)「東北タイにおける児童労働供給(2)ーシーサケート県クカン郡での現地調査を中心としてー」『京都大学経済学会』160巻1号、1997年、91-103頁。

・稲正樹「<資料>タイの一九九七年国内人権委員会法」亜細亜大学法学部『亜細亜法學』35巻1号、亜細亜大学、2007年、

- 
- ・上田広美、岡田知子編著『カンボジアを知るための60章』明石書店、2006年。
  - ・上村雄彦『グローバル協力論入門 地球政治経済論からの接近』法律文化社、2014年。
  - ・碓井敏正『グローバル・ガバナンスの時代へ—ナショナリズムを超えて』大月書店、2004年。
  - ・内田孟男『平和と開発のための教育—アジアの視点から—』国際書院、2010年。
  - ・内田智大(a)「開発途上国の児童労働問題」『関西外国語大学人権教育思想研究』14巻、関西外国語大学、2011年、2-21頁。
  - ・内田智大(b)「バングラデシュの児童労働問題：Harkin法案の影響を中心に」『関西外国語大学人権教育思想研究』関西外国語大学、2012年、76-95頁。
  - ・梅田徹「国連グローバル・コンパクトの意義および課題（＜特集＞企業の社会的責任）」創価大学経営学会『創価経営論集』28巻1・2・3合併号、創価大学、2004年、
  - ・大守隆「アジアのソーシャル・キャピタルとその地域統合への含意」『社会関係資本研究論集』第2号、専修大学社会知性開発研究センター、2011年、13-26頁。
  - ・河口真理子「グローバル経済における労働問題とCSR」『経営戦略研究』夏季号 Vol.5、大和総研経営戦略研究部、2005年、18-49頁。
  - ・乙訓稔「子どもの権利論の系譜と展開—E・ケイとJ・コルチャックを焦点として—」『実践女子大学生生活科学部紀要』46巻、実践女子大学、2009年、61-71頁。
  - ・香川孝三(a)「グローバル化の中のアジアの児童労働 国際競争にさらされる人権」明石書店、2011年。
  - ・香川孝三(b)「パキスタン・インドにおけるサッカーボールの生産と児童労働」『国際協力論集』10巻2号、神戸大学大学院国際協力研究科、2002年、31-58頁。
  - ・勝間靖(a)「開発における人権の主流化—国連開発援助枠組みの形成を中心として—」平和科学研究センター『IPSHU 研究報告シリーズ No.31 人権の安全保障論の再検討(2004)』広島平和科学研究センター、2004年、85-111頁。
  - ・勝間靖(b)『テキスト国際開発論—貧困をなくすミレニアム開発目標へのアプローチ』ミネルヴァ書房、2012年。
  - ・ガルドー、メアリー『サピエンティア 17 「人間の安全保障」論 グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局、2011年。
  - ・喜多明人編「国連・子どもの権利条約生成過程の研究」『立正大学文学部研究紀要』5巻、立正大学、1989年、157-229頁。



- 
- ・北澤泰子「社会的包摂としてのインフォーマル教育：子どもの村学学園を事例として」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』12巻、北海道大学大学院文学研究科、413-431頁。
  - ・木村宏恒、金丸裕志、近藤久洋『開発政治学の展開：途上国開発戦略におけるガバナンス』勁草書房、2013年。
  - ・木村光豪「人権と調和したアジアの文化的価値—カンボジアにおける人権 NGO の挑戦—」大阪市立大学『人権問題研究』5号、2005年、107-119頁。
  - ・工藤智弘「タイにおける都市と農村の経済格差」『タイにおける経済・社会開発—人々の働き方とコミュニティの変容—』國學院大學経済学部、2006年、21-30頁。
  - ・草野昭一「〈論文〉発展途上国における児童労働」『奈良県立大学商科大学研究季報』9巻2号、奈良県立大学、1998年、22-47頁。
  - ・窪誠『人権の普遍背的發展を阻害する「人権の普遍性」論議』63-64頁「大阪産業大学経済論集」14巻2号、大阪産業大学、2013年、173-195頁。
  - ・国民教育研究所編集『別冊国民教育③子どもの権利 児童の権利宣言 20周年・国際児童年』労働旬報社、1979年。
  - ・笹岡雄一『グローバル・ガバナンスにおける開発と政治—国際開発を超えるガバナンス—』明石書店、2012年。
  - ・信夫隆司「ガバナンスと国際政治理論」『総合政策』1巻13号、岩手県立大学、1999年、315-335頁。
  - ・下條芳明「タイ憲法における人権保障と「国家政策の指導原則」の比較憲法的意義：「アジア型人権」論からの再検討」『九州法学会会報 2007』九州法学会、2008年、63-73頁。
  - ・ジュタティップ、スチャリクル「タイにおけるストリートチルドレンのためのインフォーマル教育と NGO による援助プログラムの事例」『現代社会学研究』20巻、北海道社会学会、2007年、55-72頁。
  - ・庄司真理子、宮脇昇編『新グローバル公共政策』晃洋書房、2011年。
  - ・杉浦功一「グローバル・ガバナンスにおけるグローバル・パートナーシップの整理と評価」『和洋女子大学紀要』Vol.48、2008年、A51-A66頁。
  - ・杉本均、櫻井里穂、工藤瞳「児童労働と義務教育：メキシコおよびペルーの事例より」『京都大学大学院教育学研究紀要』55巻、京都大学大学院教育学研究科、2009年、15-39頁。

- 
- ・芹田健太郎、棟居快行、薬師寺公夫、坂元茂樹『講座国際人権法 1 国際人権法と憲法』信山社、2006年。
  - ・高橋健司「タイにおける子どもの人権擁護活動の展開と問題点：「子どもの権利条約」との関連で」日本教育社会学会『日本教育社会学会大会発表要旨集録』43巻、日本教育社会学会、1991年、129-130頁。
  - ・竹内隆夫(a)「タイの社会変動と東北地方住民の対応」『立命館経済学』58巻、立命館大学経済学会、2010年、902-926頁。
  - ・竹内隆夫(b)「東北タイの農村工業」『立命館国際研究』26巻4号、立命館大学国際関係学会、2014年、593-615頁。
  - ・田部昇『インド 児童労働の地をゆく』アジア経済研究所、2010年。
  - ・田畑茂二郎、松井芳郎、竹本正幸、薬師寺公夫『国際人権条約・宣言集』東信堂、1990年。
  - ・チャンタナ、チャンバンチョン「タイの子供たち：彼らはどう育てられ教育されているか」日本教育心理学会『教育心理学年報』35巻、日本教育心理学会、1996年、4頁。
  - ・トマチェフスキー、カタリナ著、宮崎繁樹、久保田洋監訳『開発援助と人権』国際書院、1992年。
  - ・永井憲一、寺脇隆夫『解説・子どもの権利条約』日本評論社、1990年。
  - ・永田正臣「イギリス産業革命期の児童の雇用と教育」『駒沢大学経済学論集』16巻1号、駒沢大学経済学会、1984年、1-31頁。
  - ・西川潤『人間のための経済学 開発と貧困を考える』岩波書店、2000年。
  - ・野津隆志「タイにおける越境児童問題と教育支援ネットワーク（その2）：子どもの人権保障制度過程」『商大論集』61巻1号、兵庫県立大学、2009年、151-156頁。
  - ・沼口博「ネパールにおける児童労働と子どもの権利状態について」大東文化大学『人文科学』10巻、2005年、1-12頁。
  - ・野間晴雄、岡田良平「東北タイ農村の40年間における小学生の意識変化—ドンデー村を事例として—」『史泉』105巻、関西大学史学・地理学会、2007年、1-16頁。
  - ・萩原康生「アジア社会福祉学会の発足について」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障情報』119号、国立社会保障・人口問題研究所、63-66頁。
  - ・畑博行、水上千之「国際人権法概論 第四版」有信堂高文社、2006年。

- 
- ・馬場智子「タイにおける人権に関する教育の目的と課題 : Associated Schools Project の実践より」『京都大学大学院教育学研究紀要』55 巻、京都大学、2009 年、145-158 頁。
  - ・浜林正夫『人権の思想史』吉川弘文館、1999 年。
  - ・葉山彩蘭「グローバル経営と企業の社会的責任」『国際経営・文化研究』淑徳大学、11 巻 1 号、2006 年。
  - ・藤田早苗「発展の権利についての『コンセンサス』の成立とその意義—発展の権利実施過程分析の前提として—」『国際開発研究フォーラム』15 巻、名古屋大学、2000 年、99-116 頁。
  - ・星野祐志「企業と非営利組織の連携(Cross-Sector Collaboration) : 開発途上国市場への参入」『国際ビジネス研究』5 巻 2 号、国際ビジネス研究会、2013 年。
  - ・ホップズ、トマス著、角田安正訳『リヴァイアサン 1 (古典新約文庫)』光文社、2014 年。
  - ・堀内光子「児童労働撤廃に向けての国際政策と国際運動 : 開発アプローチに焦点を当てて」法政大学大原社会問題研究所、2012 年、3-15 頁。
  - ・松本健男、横田耕一、江橋崇、朝永健三編『これからの人権保障』有信堂高文社、2007 年。
  - ・松井範惇、池本幸生『アジアの開発と貧困 : 能力、女性のエンパワーメントと QOL』明石書店、2006 年。
  - ・松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹、小畑郁、徳川信治編『国際人権条約・宣言集』東信堂、2005 年。
  - ・村田美子「児童労働撤廃にむけて : インドの現状」『関西外国語大学人権教育思想研究』12 巻、関西外国語大学、2009 年、109-134 号。
  - ・森田明彦『人権をひらく チャールズ・テイラーとの対話』藤原書店、2005 年。
  - ・安田信之『アジアの法と社会』三省堂、1987 年。
  - ・山田洋「「アジア的価値観」の意味論」『ソシオサイエンス』9 巻、早稲田大学大学院社会科学部、2003 年、135-149 頁。
  - ・山田陽一『ODA と NGO 社会開発と労働組合』教育文化協会、2003 年
  - ・山本啓「グローバル・ガバナンスの変容とマルチレベル・ガバナンス (中) (<特集>グローバルとローカル)」『社会科学研究』33 巻山梨学院大学、2013 年、19-67 頁。

---

・吉田美喜夫「タイにおける最低賃金法制の役割と課題」『立命館法学』294号、2004年、427-463頁。

●参考 URL

・ILO HP [www.ilo.org/global/lang-en/index.htm](http://www.ilo.org/global/lang-en/index.htm)

(2015年1月5日ラストアクセス)

・ILO 駐日事務所ホームページ

<http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang-ja/index.htm> (2012年12月3日ラストアクセス)

・OKI ホームページ <http://www.oki.com/jp/press/2014/03/z13125.html>

(2014年12月30日ラストアクセス)

・外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/> (2012年12月3日ラストアクセス)

・グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークホームページ

<http://ungejn.org/gc/index.html> (2012年12月3日ラストアクセス)

・国際連合広報センターホームページ

[http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil\\_political/](http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil_political/) (2012年12月3日ラストアクセス)

・GLOBAL NEWS ASIA ホームページ

<http://www.globalnewsasia.com/article.php?id=218&&country=2&&p=2>

(2014年12月30日ラストアクセス)

・GEOC ホームページ

<http://www.geoc.jp/news/21914.html>

(2014年12月10日ラストアクセス)

・児童労働ネットワークホームページ

<http://cl-net.org/nocl/corporate.html>

---

(2014年12月10日ラストアクセス)

- ・経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economic\\_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf)

(2014年12月26日ラストアクセス)

- ・経団連ホームページ

<https://www.keidanren.or.jp/CBCC/report/200509shoken.pdf>

(2014年12月26日ラストアクセス)

- ・JICA ホームページ
- ・世界の子どもを児童労働から守る NGO ACE ホームページ

<http://acejapan.org/info/2013/09/10864/> (2014年11月4日ラストアクセス)

- ・東洋経済 ONLINE ホームページ

<http://toyokeizai.net/articles/-/7552?page=3> (2014年12月15日ラストアクセス)

- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構

[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2003\\_10/thailand\\_02.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2003_10/thailand_02.htm)

(2014年12月15日ラストアクセス)

- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）ホームページ

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/general\\_1\\_2007.pdf](https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2007.pdf)

(2014年12月9日ラストアクセス)

- ・労働政策研究・研修機構ホームページ

[http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2002\\_08/thailandP02.html](http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2002_08/thailandP02.html)

(2014年12月24日ラストアクセス)

- ・Unicef HP

<http://data.unicef.org/child-protection/birth-registration> (2012年11月6日ラストアクセス)

- ・UNDP HP

---

• ユニセフホームページ [http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)  
(2012年11月10日ラストアクセス)

• United Nations Global Compact

<https://www.unglobalcompact.org/ParticipantsAndStakeholders/labour.html>

(2012年12月27日ラストアクセス)